

Bグループ 分科会のまとめ

テーマ 前文と総則

[前文]について

はじめに「基本法」「基本条例」とは、どういう性格のものかについて、資料により認識の共有をはかった。
他市町村の前文の構成を分析すると、「市の概要」「これまでの取り組み」「市の課題」「市の目標」「自治基本条例の位置づけ」などについて、謳っている。それらに照らして、市民会議のこれまでの発言を、まぶし込んで議論した。

市の環境 ……位置・自然・歴史

- ・飯田下伊那の中の飯田市の「位置」、中心都市としての立場なども検証すべき。
 - ・これまでの取り組み ……これまでの施策の目指したところ、やってきたこと
 - ・都市宣言、市民憲章などとの整合を図りたい
 - ・飯田市の歴史、支所、公民館の姿
 - ・13地区の支所、18地区の公民館が、分散・独立して存在し、それぞれの地区で特徴のある自治を目指してきた。
 - ・基本構想で謳われている「環境文化都市」構想は、経済性・効率性の価値基準だけでは計れないことを、大切にしてきた。
- 「環境」
「文化」

- ・「経済」のことも重視したい。
 - ・分野ごとの特徴、課題を謳うことは如何なものか。
- 課題 ……これからどういうまちでなければならないのか。
- ・人口構成の問題など、全国的に共通する問題も含めて具体的に。
 - ・社会的背景に対応した、地方分権の時代の中でのまちづくり。
 - ・地域内分権をどう謳っていくか。
 - ・コミュニティの希薄化の問題。
 - ・世代間の常識(コモンセンス)のずれがあるのでは。
 - ・条例を作るということは、市民を拘束するものであるから、課題をもっと明確に整理する必要がある。
 - ・行政活動へ参加することについて、一定の責務は認められても、住民の義務とするのはおかしいのでは。住民が主体となる活動は、義務となる。

目標 ……課題の解決、まちの発展のために、どうすることが必要か。

- ・市民参加のルール(多様性の保障)
- ・市民・議会・行政の、パートナーシップ。
- ・地域から見た地方自治のあり方を探る。地域の自律、個の自律。
- ・自分の子どもが将来も飯田に住み続けたいと思うような地域社会。
- ・年齢・性別・障害の有無に関係なく全ての市民が参加できる条件整備を。
- ・「協働」という概念を謳い込みたい。

自治基本条例の位置づけ ……目標に取り組むために基本条例を作る。制定理由。

- ・総則の第1条に目的規定を置くならば、重なる記述になる。
- ・「市民が主役である」ということ。
- ・市民・議会・行政がそれぞれ主体的に地方自治に関わるためのルール。
- ・最高規範性については、前文か総則で。
- ・最高規範性を謳うか、最大限尊重としておくか。

「総則」について

以下のことを確認。

- ・「目的」「用語の定義」は述べる。
- ・それ以外については、他の分科会の方向が出てこないといけない部分である。
- ・「基本理念」をどうするかは、課題として残す。

なお基本理念を謳う場合は、市民の行動を制約するものでありたくないとの意見があった。